

公益財団法人大学基準協会

分野別評価に関する規程

令 3. 1. 27 決定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協定会款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、分野別評価（以下「評価」という。）について定める。

(評価の対象及び適合認定)

第2条 評価は、別に定める基準に基づき、別表1に示す学校教育法に定める大学が設置する分野の教育を対象に行う。

2 前項の評価の結果、基準に適合しているか否かについての認定を行う。

(評価の申請条件)

第3条 大学は、その分野の教育課程の完成年度の翌年度以降、評価を受けることができる。

(評価の委嘱)

第4条 評価の申請があったとき、会長は、直ちに第2章に定める各分野の評価委員会の委員長に評価を委嘱するものとする。

(評価の周期)

第5条 基準に適合していると認定された大学であって、継続してその認定を受けようとする大学は、前の評価を受けてから、別表2に示す期間内に次の評価を受けるものとする。

(評価の方法)

第6条 評価は、基準に基づいて作成された点検・評価報告書、基礎データ及びその他必要な資料による書面評価及び実地調査を通じて行うものとする。

(評価者研修)

第7条 第2章に定める各分野の評価委員会の委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員に対しては、あらかじめ適切な方法で評価の実務に関わる研修を行うものとする。

(利害関係者の排除)

第8条 評価を申請した大学の関係者は、その所属する大学の評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることができない。

(評価者の代理)

第9条 評価委員会の委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第2章 評価委員会

(評価委員会の設置)

第10条 定款第33条第1項の規定に基づき、評価を行うための委員会として、各分野の評価委員会を置く。

(評価委員会の構成及び委員の任期)

第11条 評価委員会は、別表3に示す委員を以て構成する。

2 委員は、理事会が選出し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合、常務理事会はその選出区分に応じて委員を選出し、会長が委嘱する。

(正副委員長)

第12条 評価委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

3 委員長は、評価委員会の職務を管掌する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があり、又は欠けた場合は、その職務を代行する。

(幹事)

第13条 分野別評価の実施上特に必要な場合は、評価委員会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員長の指示の下に、評価委員会の職務に従事する。
- 3 幹事は、別表 1 に示す各分野の教員から、評価委員会 が選出し、会長が委嘱する。

(評価委員会の開催)

第 14 条 委員長は、評価委員会を招集する。ただし、第 11 条第 2 項に規定する委員の委嘱後に開く最初の評価委員会は、会長が招集する。

- 2 委員の 3 分の 1 以上からの要求があるときは、委員長は評価委員会を招集しなければならない。
- 3 評価委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 評価委員会の決定は、出席委員の過半数を以て行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第 3 章 評価分科会

(評価分科会の設置)

第 15 条 評価委員会の下に、書面評価及び実地調査を行うため、評価分科会を置く。

(評価分科会の構成及び任期)

第 16 条 評価分科会は、別表 4 に示す区分及び数の委員を以て構成する。

- 2 委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1 年とする。
- 4 第 1 項の定めに関わらず、評価対象となる学部等の規模等により特に必要な場合は、委員を増員することができる。その場合の委員は、別表 3 に示すいずれかの区分の者とする。
- 5 委員に欠員が生じた場合、評価委員会はその選出区分に応じて委員を選出し、会長が委嘱する。

(評価分科会の主査)

第 17 条 評価分科会には、主査 1 名を置く。

- 2 主査は、評価委員会が、当該評価分科会の委員の中から指名し、会長が委嘱する。
- 3 主査は、評価委員会委員長の指示に基づき、評価分科会を招集する。

(臨時分科会の設置)

第 18 条 評価の実施上特に必要と認めた場合、評価委員会は、評価分科会のほかに臨時分科会を設置することができる。

- 2 臨時分科会の委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 3 臨時分科会の委員の任期は、1年又はその職務に必要な期間とする。

第4章 評価手続

(資料の提出)

第19条 評価を申請する大学（以下「申請大学」という。）は、本協会指定の期日までに、評価申請書及び所定の資料を提出しなければならない。

- 2 申請大学は、評価委員会又は分科会から、前項に掲げるもの以外の追加資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第20条 申請大学は、本協会指定の期日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める申請取下げについては、大学からの文書による申出に基づき、その許否を理事会が決定する。

(評価の中止及び停止)

第21条 理事会は、災害の発生等評価を継続することが困難と判断するに足る相当の理由が認められる場合には、評価を中止又は一時停止することができる。

(書面評価)

第22条 評価分科会は、申請大学から提出された資料の書面評価に基づき、分科会報告書（案）を作成する。

(実地調査)

第23条 評価分科会は、分科会報告書（案）に基づき、実地調査を行う。

- 2 実地調査には、原則として、当該教育課程の評価を担う評価分科会の委員全員が参加するものとする。

(分科会報告書)

第24条 分科会主査は、評価分科会での書面評価及び実地調査に基づき、指定の期日までに分科会報告書を作成し、評価委員会に提出する。

(評価結果（委員会案）の作成)

第 25 条 評価委員会は、提出された分科会報告書に基づき、評価結果（委員会案）を作成する。評価結果（委員会案）には、基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

2 評価委員会は、評価結果（委員会案）の作成にあたり、評価分科会の主査に出席を求められることができる。ただし、主査が出席できない場合、当該者が指名するその他の委員を以てこれに代えるものとする。

（意見申立）

第 26 条 評価委員会委員長は、前条の評価結果（委員会案）を申請大学に提示しなければならない。

2 申請大学は、評価結果（委員会案）を受領した後、本協会指定の期日までに、評価結果（委員会案）における事実誤認等の有無を確認し、その結果を意見として申立てることができる。

3 前項に定める申立は、文書によって評価委員会委員長に宛てて行うものとする。

4 第 2 項に定める意見申立があった場合、評価委員会委員長は、評価委員会を開催し、申立てられた意見の採否を審議しなければならない。

5 意見申立の採用又は不採用の結果は、意見申立に対する回答として、その理由とともに速やかに申請大学に伝えられなければならない。

6 評価委員会は、必要に応じて評価結果（委員会案）を修正し、評価結果（案）を作成するものとする。

（評価結果（案）の理事会への提出）

第 27 条 評価委員会委員長は、前条の手続が終了した後、評価結果（案）を理事会に提出する。

（評価結果の決定）

第 28 条 理事会は、評価結果（案）を尊重しつつこれを審議し、評価結果を決定する。

2 申請大学の利害関係にあたる者は、理事会の審議・決定に加わるできない。

第 5 章 異議申立審査

（異議申立審査）

第 29 条 異議申立審査については、別に定める。

第 6 章 追評価手続

(追評価の申請)

第30条 評価の結果、基準に適合していないと判定された大学は、本協会指定の期日までにその判定に至った問題事項を対象として、会長宛に文書によって追評価を申請することができる。

- 2 前項の申請は、評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。
- 3 追評価申請大学は、基準に適合していないと判定された問題事項に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

(追評価分科会の設置)

第31条 追評価を行うため、評価委員会は、追評価分科会を設置する。

- 2 追評価分科会の委員は、評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 追評価分科会には、各1名の分科会主査を置く。

(追評価の方法)

第32条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、評価委員会において書面評価で改善が確認できる場合は、実地調査を省略することができる。

(追評価結果(分科会案))

第33条 追評価分科会主査は、その評価結果に基づいて本協会指定の期日までに追評価結果(分科会案)を作成し、評価委員会に提出しなければならない。

(追評価結果(案))

第34条 評価委員会は、追評価分科会から提出された追評価結果(分科会案)に基づき、追評価結果(案)を作成する。

- 2 追評価結果(案)には、基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。
- 3 評価委員会は、追評価結果(案)の完成にあたり、その原案について、追評価申請大学から意見を聴取する。
- 4 評価委員会委員長は、前項の手續が終了した後、追評価結果(案)を理事会に提出する。

(追評価結果の決定)

第35条 理事会は、前条第4項の追評価結果(案)を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

2 申請大学の利害関係にあたる者は、理事会の審議・決定に加わるできない。

第7章 認定証

(認定証)

第36条 本協会は、評価又は追評価の結果、基準に適合していると認定した申請大学又は追評価申請大学に対して、認定証を交付する。

第8章 評価結果の通知等

(評価結果の通知及び公表)

第37条 会長は、評価又は追評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請大学に通知しなければならない。

2 会長は、前項の評価結果を刊行物、インターネット等の適切な方法で公表する。

(認定の取消)

第38条 点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった等、基準に適合していると判断を維持しえない重大な事態が生じたとき、適合の認定期間内であっても、理事会は、評価委員会の意見を徴した上で、適合の判定を取消することができる。

第9章 改善報告書検討手続

(改善報告書の提出)

第39条 基準に適合していると認定された教育課程を置く大学は、評価結果に是正勧告又は検討課題が付されていた場合は、本協会指定の期日までに、是正勧告又は検討課題についての改善報告書を会長宛に提出しなければならない。

(改善報告書の検討)

第40条 評価委員会は、改善報告書の検討を行う。

2 評価委員会は、評価結果に是正勧告又は検討課題を付した事項に対する改善報告書の検討を行い、改善報告書検討結果(案)を作成し、これを理事会に提出する。

(改善報告書検討結果の決定及び通知)

第41条 理事会は、前条第2項の改善報告書検討結果(案)を尊重しつつ審議し、改善報

告書検討結果を決定し、当該大学へ通知する。

第10章 評価手数料

(評価手数料)

第42条 評価手数料については、別に定める。

第11章 基準の改定

(基準の設定及び改定)

第43条 基準の設定及び改定については、別に定める。

第12章 雑 則

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 (令和3年1月27日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、「獣医学教育評価に関する規程」を廃止する。

別表 1：分野別評価の対象（第 2 条関係）

分野別評価の種類	評価の対象
(イ) 獣医学教育評価	学士課程における獣医学教育 (獣医学教育 (学士課程))
(ロ) 歯学教育評価	学士課程における歯学教育 (歯学教育 (学士課程))

別表 2：分野別評価の周期（第 5 条関係）

分野別評価の種類	評価の周期
(イ) 獣医学教育評価、 歯学教育評価	7 年以内

別表 3：評価委員会の委員（第 11 条関係）

(1) 獣医学教育評価委員会（8 名以内）

区分	定員
(イ) 獣医学教育 (学士課程) の教員	5 名以内
(ロ) 獣医師資格を有する者	2 名以内
(ハ) その他の有識者	1 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその教育課程を設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。

(2) 歯学教育評価委員会（10 名以内）

区分	定員
(イ) 歯学教育 (学士課程) の教員	8 名以内
(ロ) 歯科医師資格を有する者	1 名
(ハ) その他の有識者	1 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその教育課程を設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。

別表 4：評価分科会の委員（第 16 条関係）

(1) 獣医学教育評価分科会（3 名）

区分	定員
(イ) 獣医学教育 (学士課程) の教員	2 名
(ロ) 臨床系の獣医学教育の経験を有する者	1 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその教育課程を設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも

委員を選出できるものとする。

二 2又は複数の大学による共同教育課程は、ともに同じ評価分科会が評価を担当する。

(2) 歯学教育評価分科会（4名以内）

区分	定員
(イ) 歯学教育（学士課程）の教員	3名
(ロ) 歯科医師資格を有する者（地域医療に貢献している者）	1名

備考

一 (イ) の者は、あらかじめその教育課程を設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。